

「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合 運営要領

令和 3 年 8 月 17 日
「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・
地方支分部局レベル会合決定
改定：令和 6 年 1 月 15 日

1. 会合の開催

北海道地域における脱炭素の取組に関して、地方支分部局が連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、機動的に支援を実施するため、「ゼロカーボン北海道」タスクフォースの地方支分部局レベル会合（以下「本会合」という。）を開催する。本会合の運営については、この運営要領の定めるところによる。

2. 検討事項

- (1) 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議）に関する事項
 - ア 支援ツールや支援実績等の情報共有及び地域への情報発信・働きかけの在り方について
 - イ 地方支分部局による複合的・包括的な支援の在り方について
 - ウ 脱炭素先行地域をはじめとした案件形成のための地方支分部局の連携の在り方について
- (2) ゼロカーボン北海道の実現に向けた北海道からの提案・要望に関する事項
- (3) 本会合の運営に関し必要な事項
- (4) その他

3. 構成等

- (1) 本会合の構成員及びオブザーバーは別紙のとおりとする。
- (2) 本会合は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、本会合の合議により指定する官職にある者とする。
- (3) 幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事会構成員の合議により定める。

4. 会議の公開

本会合は原則として公開する。ただし、公開することにより、特定の者に利益又は不利益をもたらし、又は構成員間の自由闊達な意見交換に支障を来すおそれがあると認められる場合には、構成員の合議により非公開とすることができる。

5. 資料及び議事概要

本会合の資料及び議事概要は、会議の終了後、北海道地方環境事務所ホームページ等により公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。開示範囲については、構成員の合議により決定するものとする。

6. 運営要領の改定

運営要領を改定すべき事象が発生したら、構成員の合議により改定することができる。

7. その他

本運営要領に定めのない事項に関しては、構成員の合議により決定するものとする。

【別紙 1】

「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合

＜構成員＞

北海道総合通信局長

北海道農政事務所長

北海道森林管理局長

北海道経済産業局長

北海道開発局長

北海道運輸局長

北海道地方環境事務所長

【オブザーバー】

北海道財務局長

北海道経済部ゼロカーボン推進監